

○ 衣笠地域運営協議会会則

(名称)

第1条 本会は、衣笠地域運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、衣笠地域内で暮らすすべての人々が互いに助け合いながら、地域の特性や実情にあった魅力あるまちづくりを実現するため、地域内の団体等のネットワーク化を図り、市と協働して地域自治を推進することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 地域内の各団体間における情報の共有化や相互連携を図ること。
- (2) 地域のまちづくりに関わる企画・立案及び実施に関すること。
- (3) 地域に関わる市の政策等への参画、提案に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成に必要があると認められる事項に関すること。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 監事 2名

2 役員は本会則第8条第1項に規定する委員の中から互選する。

3 必要に応じて第7条第1項に規定する総会の承認を得て、協議会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員の任務)

第5条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括し、総会及び役員会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。
- (3) 書記は、協議会の運営に関わる庶務事務を担当する。
- (4) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- (5) 監事は、協議会の会計監査の事務を担当する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

(会議)

第7条 協議会の会議は、総会、役員会及び定例会とする。

2 協議会は、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は委員の過半数の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

3 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 協議会の事業計画及び予算に関すること。
- (2) 協議会の事業報告及び決算に関すること。
- (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他協議会に関する基本的事項及び重要事項に関すること。

4 協議会は、関連する団体、専門家又は学識経験者などのほか、会議に必要な者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 定例会は代理出席を認めることとする。

(委員)

第8条 協議会は、下記団体から推薦された者を委員として構成する。

- (1) 衣笠地区連合町内会
- (2) 衣笠地区社会福祉協議会
- (3) 衣笠第1地区民生委員児童委員協議会
- (4) 衣笠第2地区民生委員児童委員協議会
- (5) 衣笠観光協会
- (6) 衣笠商店街連合会
- (7) 横須賀市PTA協議会4部会
- (8) 横須賀市赤十字奉仕団衣笠分団
- (9) 衣笠コミュニティセンター友の会
- (10) その他、協議会において承認を受けた者
- (11) 医療従事者
- (12) 教育関係者

2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3 委員が任期の途中で交代した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の定数は、20名以内とする。

5 委員の退会は、総会の承認を得るものとする。

(定足数等)

第9条 総会及び役員会は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。

(部会等)

第10条 協議会には、必要に応じて部会又は分科会を置くことができる。

2 部会又は分科会の長は委員の中から選出される。

3 部会又は分科会を設置した場合の運営等に必要な事項は別に総会で定める。

(会議の公開)

第11条 協議会に関わる会議は、原則として公開する。ただし、役員の過半数が非公開とすることが適切と判断したときは、非公開にすることができる。

(経費)

第12条 協議会の経費は、横須賀市からの交付金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

第14条 協議会は、収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備するものとする。

2 協議会は、協議会の運営に利害関係を有するものから帳簿の閲覧を求められたときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

3 会計の職務を円滑に行うため、会長の指名により、会計補佐を置くことができる。

(監査と報告)

第15条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

(事務局)

第16条 協議会の事務局は、横須賀市役所衣笠行政センターに置く。

(その他)

第17条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、役員会の同意を得て会長が定める。

附 則

1 この会則は、平成24年7月24日から施行する。

2 協議会設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、協議会設立の日から始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

附 則

この改正会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、令和元年6月18日から施行する。

附 則

この改正会則は、令和7年5月29日から施行する。